

第5章 行動計画

1 基本戦略について

第4章で示した将来像を実現するために、県民、事業者、民間団体、行政など様々な主体が連携・協働し、3つの基本戦略のもと、計画を推進していきます。

基本戦略

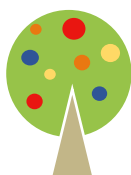
01 生物多様性の保全・回復



健全な生態系は、私たちの暮らしを支える多様な機能を十分に発揮します。このため、生物群集全体の保全の観点から、2030年までに県土の30%以上を保全する30by30目標の達成を指標とします※。また、外来種対策、希少野生動植物の保全、開発工事での生物への配慮など、生物多様性の保全・回復に資する施策を進めます。

基本戦略

02 生物多様性の恵みの持続可能な利用を前提とした県民生活の向上



自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして地域経済の活性化、防災・減災、気候変動の緩和・適応などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性保全を両立させる自然を活用した解決策（NbS）を進めます。

基本戦略

03 生物多様性を支える仕組みづくりと多様な主体による保全活動の推進



県民一人ひとりが生物多様性に配慮した行動を選択するなど、生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方を社会に浸透させていくため、行政、県民や事業者、保全団体等の多様な主体の取組を推進します。

※国では陸域・内陸水域と沿岸域・海域の少なくとも30%を保全する目標が設定される予定だが、本県においては沿岸域・海域の面積算出が困難なため、県土（陸域及び内陸水域）の30%以上を保全することを目標とします。

2 基本戦略ごとの15の行動目標について

3つの基本戦略のもと、どのような観点から取組を進めていくべきかを明確にするため、15の目標を設定します。

基本戦略1

生物多様性の保全・回復

- 目標1** 県土の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それらの地域の管理を強化する
- 主な取組
県立自然公園等の調査、OECMの取組推進
国立公園の環境保全対策の促進
- 目標2** 土地利用による生物多様性への負荷を軽減するとともに、生態系の保全やネットワーク形成に資する施策を実施する
- 主な取組
環境に配慮した開発工事の促進
- 目標3** 再生可能エネルギー導入時における生物多様性への配慮を推進する
- 主な取組
再生可能エネルギー導入に際し、生物多様性保全上重要な地域を回避する仕組みづくり
- 目標4** 侵略的外来種による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減する
- 主な取組
外来種対策の強化、飼養動物の適正な管理
- 目標5** 水質汚染による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減する
- 主な取組
水環境の保全対策の促進
- 目標6** 気候変動による生物多様性に対する負の影響を緩和する
- 主な取組
○「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」に基づく取組推進
○気候変動による生態系への影響調査
- 目標7** 希少野生動植物の保全を推進する
- 主な取組
○希少野生動植物の調査・保全
○「ふくしまレッドデータブック」の改訂、啓発

目標8 自然を活用した社会課題の解決(NbS)の取組を推進する

主な取組

- 「グリーンインフラ」の社会実装（自然を活用した防災）
- 「ふくしまグリーン復興構想」の推進
（自然を活用した交流人口の拡大）
- グリーンツーリズムの推進（自然を活かした地域づくり）
- 木質バイオマスの利用促進などの森林吸収源対策の促進
（自然を活かした気候変動対策）

目標9 野生鳥獣との共生に向けた取組を強化する

主な取組

- 特定鳥獣の計画的な保護管理の強化
- 鳥獣被害対策の推進
- 野生鳥獣に関する感染症への対応

目標10 持続可能な農林水産業を推進する

主な取組

- 有機農業の推進
- 生態系保全に配慮した農法の技術開発（化学肥料の低減など）
- 環境ラベル商品（GAP、水産エコラベル）の認証制度の推進
- 持続可能な森林経営の推進

目標11 地域文化を維持・継承する

主な取組

- 自然に根ざした文化の保存・活用
- 食文化の継承

目標12 自然とのふれあいの機会を提供し、県民の生物多様性への理解を深める

主な取組

- 自然環境を活用した環境教育の推進
- 体験活動等を通じた青少年育成
- 自然体験プログラムの充実等

目標13 持続可能な消費や地産地消など日々の生活を通じて、生物多様性の保全を図る

主な取組

- 日々の買い物での「エシカル消費」の推進
- 有機農産物の普及や販路開拓等
- 環境に配慮した製品の評価・普及

目標14 企業や保全団体等の取組推進と生物多様性に資する人材の育成を行う

主な取組

- 企業や保全団体の優良事例の評価及び情報発信
- 学校等における出前講座や森林ボランティアのサポート
- 地域の生物多様性保全活動を推進する県民向けの野生動植物の研修会の実施
(「せせらぎスクール」、「野生動植物保護サポーター」)
- 市町村や県担当者への生物多様性に関する研修会の実施
- 県の全庁横断的連携推進体制の強化に向けた検討

目標15 生物多様性に関する調査・研究を促進する

主な取組

- 自然環境情報の蓄積・発信
- 希少野生動植物の調査
- 環境に配慮した農業に向けた技術開発

3 行動目標ごとの取組内容について

目標1

県土の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それらの地域の管理を強化する

 キーワード 30by30、OECM、自然保護指導員

1 保護地域の法令に基づく規制・管理及び見直し

- 既存の保護地域において、法令や制度等に基づき適切な管理等を着実に実施するとともに、30by30^{※1}目標の達成に向け、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行います。

2 県立自然公園等の調査・管理

- 県立自然公園及び県自然環境保全地域等において、自然の風景地の保護及び生物多様性を適切に確保するため公園図の点検や環境調査等を実施し、必要に応じて公園計画や保全計画等の見直しを行います。
- 「福島県自然保護指導員^{※2}」を設置し、利用者に対して自然環境の保全に関する助言・指導を行うことで、公園の保護と適正な利用を図ります。

3 海岸環境の保全

- 砂浜、干潟、磯や藻場の保全活動、環境に配慮した海岸の保全整備の推進などにより、海域における生き物の生育・生息環境を適切に保全します。

4 国立公園・国定公園の環境保全対策

- 希少な高山植物等を保全していくため、国や関係団体等と連携し、生物相調査・植生調査や環境保全対策などを推進します。
- 植生の自然遷移の状況や、公園利用等による自然への人為的影響を把握するとともに、必要な植生復元を実施します。

※1 30by30 2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全及び管理するという世界的な目標

※2 福島県自然保護指導員 県から委嘱を受け、国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域の利用者の指導（ごみ等を散らかさない、動植物をとらない等）を行う地域の指導員です。自然環境の保全及び適正利用を促進することを目的としています。

5 OECM^{※1}の取組推進

- 自然公園などの法令によって保護されている地域以外にも、生物多様性保全に資する地域が存在することから、持続可能な活用を行っている企業所有山林や地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場、県や市町村で管理している区域などを含めて OECM への位置づけを検討します。

6 30by30 アライアンスでの活動

- 環境省を含めた産民官 17 団体を発起人とする有志連合である「生物多様性のための 30by30 アライアンス」^{※2}に参加し、市町村や事業者等の 30by30 目標達成に向けた取組（OECM 等）を促進します。

7 天然記念物等の適正な管理

- 文化財保護法第 125 条第 1 項又は福島県文化財保護条例第 27 条第 1 項の規定に基づき、天然記念物の現状を変更する行為、又はその保存に影響を及ぼす行為を規制します。
- 大木・名木や鎮守の森に代表される「緑の文化財」^{※3}等の保護・保全活動を推進します。

8 ニホンジカによる植生被害の抑制

- 湿原植生へのニホンジカの踏みつけや希少な植物の食害を防止するため、「福島県ニホンジカ管理計画」に基づき、個体数管理や被害防除等の対策を総合的に講じ、シカの生息密度を低減させ、その影響を抑制します。

※1 OECM 自然公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことです

※2 生物多様性のための 30by30 アライアンス 2030 年までに生物多様性に損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに日本の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することの達成を目的とした有志連合です。

※3 緑の文化財 正式名称は「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

指標名	現状	目標(R12)
県土における保護地域及び OECM の占める割合	R3 28.8%	30.0%以上
自然共生サイト (OECM) の認定登録数	R3 0箇所	5箇所以上
シカの年間捕獲頭数	R3 2,373頭	1,400頭以上 最大限

目標1 に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 自然公園などにおける自然保全活動に積極的に参加します。
- ✓ 保全地域などを利用する際は、登山道以外を歩かない、ごみを捨てないなどマナーを守ります。


事業者の取組

- ✓ CSR^{※1}の一環として国や地域の自然保全活動などに積極的に参加します。
- ✓ 事業所内の緑を将来にわたって保全し、又は植林により創出します。

※1 CSR (Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任

目標 2

土地利用による生物多様性への負荷を軽減するとともに、生態系の保全やネットワーク形成に資する施策を実施する

 キーワード 環境影響評価制度、生態系ネットワーク

1 環境に配慮した開発行為

- 一定規模以上の開発行為における環境影響評価^{※1}については、環境影響評価制度に基づく評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、生物多様性の観点を踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、評価手続の各段階において評価図書等を公表し、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。
- 公共工事等の実施にあたっては、「ふくしまレッドリスト」^{※2}等を用いて工事着手前に計画地における保護上重要な動植物の生育・生息情報を確認するとともに、開発行為による希少野生動植物への影響を回避する必要がある場合は、専門家の意見を聴きながら必要な対策を実施します。
- 農業の生産基盤整備にあたっては、工事の実施前に「農村環境アドバイザー」^{※3}や学識有識者等から配慮工法について意見を聴取し、検討結果を事業内容に反映していきます。また、工事の実施後は、学識有識者等に配慮工法の効果について現地調査等にて確認することとしており、生物多様性に配慮した基盤整備に努めます。

2 自然と調和した再緑化（道路事業）

- 道路事業に伴う法面、街路樹等の緑化については、周辺の状況を踏まえ、自然環境に配慮した工法や、遺伝子がかく乱を生じない在来種等の適切な種類を選定するよう努めます。

3 都市緑地の保全、都市公園の整備等

- 都市公園などの公的な緑の保全を進めるとともに、民有地についても「風致地区制度」^{※4}や「緑地協定制度」^{※5}、その他の緑地の保全・創出施策を活用し、緑豊かな街づくりを推進します。
- 都市公園における植栽に当たっては、地域の遺伝的攪乱を最小限にとどめるよう、種類や産地に配慮します。

※1 環境影響評価 環境の保全への配慮を高めるため、大規模開発事業等の環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施前に、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

※2 ふくしまレッドリスト 福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

※3 農村環境アドバイザー 農業農村整備事業に対し「環境への配慮」等に関して助言を行う有識者。市町村長の推薦により県が選任しています。

※4 風致地区制度 都市計画法に基づき、都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な景勝地を保全するために定めた地区（風致地区）において、建築、宅地の造成、木竹の伐採などについて一定の規制を行うことにより、都市の風致を保全し、緑豊かな都市環境を保全する制度です。

※5 緑地協定制度 「都市緑地法」に基づき、住宅地等の地域の人々が自らの居住空間を良好なものに保つため、協定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。

4 都市部における水辺環境の維持・創出

- 都市下水路などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、関係機関と連携しながら都市における生物の生息・生育場所を確保します。

5 草地の整備・保全・利用の推進

- 地域における草地の生産性・機能を維持するため、地域ぐるみでの放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備を進めます。

6 森林の有する公益的機能の発揮

- 森林の有する公益的機能を十分に発揮させるため、林野庁（国有林）などの関係機関と連携しながら、荒廃した人工林の間伐や広葉樹林化^{※1}などを進めるとともに、伐採後の確実な再造林により森林の維持を図ります。

7 地域における森林の保全管理

- 「地域森林計画」^{※2}により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針を示すとともに、森林所有者自ら経営や管理ができない森林については、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行います。

8 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成

- 各河川の魚道^{※3}機能調査を実施するとともに、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進し、魚類をはじめとした河川に生息する生き物の生態系の保全に努めます。
- 河川環境の整備については、魚類をはじめとした動植物の生息・生育環境など、それぞれの河川が有する良好な河川環境の保全、維持管理に努めます。

9 雨水等の再利用による水循環系の構築

- 下水処理水の再利用や雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点から健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。

10 ダムの弾力的管理による河川生態系への負荷軽減

- 弾力的管理^{※4}を実施しているダムについて、今後とも生態系への負荷軽減に努め、河川に生息する魚類をはじめとした動植物の生息・生育環境を保全します。

※1 広葉樹林化 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林や広葉樹林にすることです。

※2 地域森林計画 地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となる計画です。

※3 魚道 河川にダムや堰等を造る場合に、その一部を魚が上流へさかのぼり、通過できるようにするための施設です。

1 1 生物共生機能を付加させた港湾構造の整備推進

- 港湾施設の改修を実施する際に、生物共生型港湾構造物の整備を検討し、港湾における多様な生物の環境形成・改善を推進します。

指標名	現状	目標(R12)
森林整備面積	R3 5,857ha	8,000ha

目標2に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 開発行為が生物多様性に配慮されたものになっているか関心を持ちます。

事業者の取組

- ✓ 開発を行う際は、開発区域における生物の生息・生育状況を把握するとともに、必要に応じて開発の回避または開発区域を最小限にするなど配慮します。
- ✓ 開発行為後の環境への配慮の効果をモニタリングし、改善すべき点を把握し対策に努めます。
- ✓ 植栽する場合は、その場所に適した在来種かつ地域性の種苗を積極的に植栽します。
- ✓ 自治体と連携して、都市部の緑化、水辺環境の整備に協力します。

再生可能エネルギー導入時における生物多様性への配慮を推進する



キーワード

地球温暖化対策、環境影響評価

1 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地域脱炭素化促進事業」の促進

- 地球温暖化対策の展開に当たっては、SDGs や地域循環共生圏の考え方を取り入れ、本県の豊かな地域資源、地域活力を持続可能な形で最大限活用しながら、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。
- 「地球温暖化対策推進法」^{※1}に基づく「地域脱炭素化促進事業」^{※2}に関する制度のもと、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮しながら、地域脱炭素化の取組を推進します。

2 再生可能エネルギー導入における重要地域の回避

- 太陽光発電施設の設置による動植物の生育地の環境悪化や風力発電施設の設置によるバードストライクの発生等、再生可能エネルギーの導入にあたっては、立地により自然環境への影響も懸念されることから、開発事業者が立地選定をする際に、生物多様性保全上の重要地域が回避されるように、市町村等と合意形成を図りながら、あらかじめ重要地域を定めることで、再生可能エネルギーの導入と自然環境保全の両立を図っていきます。

3 環境影響評価の推進（再掲）

- 一定規模以上の開発行為における環境影響評価については、環境影響評価制度に基づく評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、生物多様性の観点を踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、評価手続の各段階において評価図書等を公表し、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。

※1 地球温暖化対策推進法 社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律です。

※2 地域脱炭素化促進事業 円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進するものです。この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進します。

目標3に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 再生可能エネルギーの導入にあたり、生物多様性に配慮された計画となっているか関心を持ちます。

事業者の取組

- ✓ 再生可能エネルギーの導入にあたっては、希少な野生生物の生息・生育地への影響を回避・低減するよう配慮します。

目標4

侵略的外来種による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減する

外来種（特定外来生物）、動物愛護管理法
キーワード

1 外来種の対策方針に基づいた取組の推進

- 本県の外来種の対策方針を踏まえ、優先的に対策が必要な種について市町村や関連団体と連携しながら、様々な主体における防除活動を推進します。

2 「特定外来生物」※¹の水際対策・初期防除

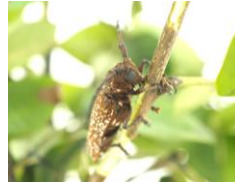
- 輸入された物品等に付着して侵入するヒアリなどの未定着種について、国や専門家と連携しながら早期発見・定着防止に努めます。

3 外来種被害の防止

- ふくしまブルーリスト※²を適宜更新し、生態系に被害をおよぼすおそれのある外来種の被害や駆除の情報を収集するなど、外来種被害の防止に努めます。
- 街路樹等への被害が確認されている外来カミキリムシ（ツヤハダゴマダラカミキリ等）等、定着初期や被害が急拡大している外来種について、関係機関と連携し、適時・適切な防除を推進します。
- 外来種ハンドブック※³やホームページ等を活用し、県民に対する普及啓発活動を進めます。



「ツヤハダゴマダラカミキリ」



「サビイロクワカミキリ」

4 外来魚防除の推進

- 外来魚の防除については、県が作成した外来魚駆除マニュアルに則した取組を推進し、関係機関と連携した防除活動を支援するなど、水際での侵入防止と拡散の防止に努めます。

5 自然公園等における外来種防除対策

- 自然公園等の重要地域において生態系へ悪影響を及ぼしている外来種（「オオハンゴンソウ」等）について、関係機関と連携し、防除活動を行います。

※1 特定外来生物 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本在来の生物を捕食したり、これらと競合したりすることで、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいは与えるおそれのある外来種を、「特定外来生物」として指定しています。「特定外来生物」に指定されると、その栽培や保管、運搬、輸入等が規制されるほか、必要に応じて国や自治体が野外等の外来種の防除活動が行われます。

※2 ふくしまブルーリスト 福島県の外来種のリストです。

※3 外来種ハンドブック 福島県の代表的な外来種の生態などを記載したハンドブック。

6 公共事業における外来種の植物使用回避・拡散防止

- 公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」※¹に記載された外来種の植物の使用を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよう適切な管理を推進します。

7 飼養動物の適正な管理

- 動物取扱業者に対し、「動物愛護管理法」※²に基づく飼養管理基準の遵守状況並びに犬猫へのマイクロチップの装着及び登録状況について監視・指導します。また、一般の飼い主に対しては犬猫の適正飼養及びマイクロチップの装着について普及啓発を図ります。

指標名	現状	目標(R12)
【モニタリング指標】 「ふくしまブルーリスト」掲載数	R4 640 種	—
特定外来生物の防除実施計画数	R4 3 種	9 種

目標4に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ ペットは最後まで責任を持って飼育し、逃げ出したりしないよう適切な管理をします。
- ✓ 地域の自然環境に大きな影響を及ぼす侵略的外来種の危険性について理解を深めます。
- ✓ 行政や保全団体が主催する外来種防除イベントに参加します。
- ✓ 釣りなどで外来種を捕まえてしまった場合は、再放流せずに適切に処分するよう心がけます。
- ✓ オオキンケイギクなどの「特定外来生物」の植物を見かけたら、適切に駆除します。

事業者の取組

- ✓ ヒアリ、アカミミアリなどの特定外来生物が、事業活動を通じて侵入しないよう、侵入防止のための監視を徹底するとともに、事業所や工場の敷地における外来種対策に取り組めます。
- ✓ 動物を販売する際は、購入者に対し、終生飼養などの説明を行い、責任のある飼養について理解を求めます。
- ✓ CSRの一環として外来種防除活動に協力します。

※1 生態系被害防止外来種リスト 幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を環境省が選定し、リスト化したもの。侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定している。外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、同法の規制対象以外の外来種も幅広く選定されている。

※2 動物愛護法 動物の愛護と動物の適切な管理を目的とした法律。人の飼養に係る動物が対象です。



県内の外来植物駆除の試み

～裏磐梯、南湖公園、矢ノ原湿原～

1 各地で着々と進められてきた外来植物駆除

外来植物の中には、生態系に悪影響を及ぼすだけではなく、広範囲に繁茂し、文化財や自然公園などの景勝地の景観を大きく変えてしまう植物もあります。そのため、県内の自然公園や文化財などでは、外来植物の駆除活動が行われています。

磐梯朝日国立公園内の裏磐梯五色沼湖沼群周辺では、2004年頃から環境省により特定外来生物であるオオハンゴンソウの駆除、2011年からは福島大学によりキショウブの駆除が行われ、いずれの種も現在は、ほとんど見られなくなりました※¹。白河市の南湖公園では、湖内で船が漕げないほど大繁茂していたコカナダモの駆除が2007年より福島大学、福島県、白河市によって行われ、2010年にはほとんど見られなくなりました※²。また、2017年から福島大学、白河市、南湖森林公園案内人の会によりオオハンゴンソウの駆除が行われ、2022年に概ね完了しました。昭和村の矢ノ原湿原では、2019年から福島大学により園芸スイレンの駆除が行われ、2022年に完了しました。

外来植物駆除が一旦完了した区域においても、取り残しや埋土種子、周辺からの種子散布などがあることから、引き続き、モニタリング等を行っています。

2 継続中の外来植物駆除

外来植物駆除の取組の中には、広範囲に生育している、繁殖力が強いなどの理由により、根絶が難しい場合があります。例えば、オオハンゴンソウに関しては、裏磐梯や駒止湿原へ向かう道路沿い、尾瀬の入り口の小沢平などで駆除活動が実施されていますが※³、広く分布している、あるいは量が多いなどにより、なかなか根絶に至りません。

また、コカナダモに関しては、裏磐梯の曲沢沼では2013年から裏磐梯エコツアーリズム協会や福島大学などが毎年大量に駆除していますが、元々沼一面に繁茂していたことから、一向に減りません※¹。

希少な在来種であるバンダイクワガタの生育を脅かすコウリントンポポは、裏磐梯エコツアーリズム協会とボランティアによって駆除され、登山道沿いなどで減ってきましたが、生育場所が山頂付近でアクセスしにくいこともあり、未だ広大な面積に生育しています。南湖公園のキショウブは福島大学や白河市、南湖森林公園案内人の会により駆除が続けられていますが、根絶には至っていません。侵略的外来種は、一度広がってしまうと、息の長い駆除の取組が必要になります。



白河市南湖で駆除された
コカナダモ



裏磐梯五色沼自然探勝路沿いで
駆除されたオオハンゴンソウの袋



昭和村矢ノ原湿原での
園芸スイレン駆除の様子

※¹ 黒沢高秀・塘忠頭。2016. 裏磐梯・猪苗代地域の生物多様性とその保全。塘忠頭(編), 裏磐梯・猪苗代地域の環境学, pp. 237-258. 福島民報社, 福島。

※² 黒沢高秀・薄葉満・長林久夫・薄葉正雄・稲葉修・三田村敏正・吉井重幸。2011. 史跡名勝南湖公園(福島県白河市)の生物多様性保全に向けた提言。福島大学地域創造 22(2): 68-77。

※³ 堀澤慶行・宇野翔太郎・田子裕輔・大森威宏・黒沢高秀。2023. 小沢平および御池のオオハンゴンソウ。尾瀬の保護と復元(印刷中)

水質汚染による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減する



キーワード うつくしま『水との共生』プラン、福島県水環境保全基本計画

1 水環境の保全にかかる総合対策

- 「『水との共生』プラン」※¹や「福島県水環境保全基本計画」※²に基づき、豊かで健全な水環境とそこにおける生物多様性を将来にわたって保全し、引き継いでいくため、産学民官の参加と連携のもと、総合的な施策を推進します。

2 水生生物の保全を図るエリアにおける水質の監視体制

- 水生生物の保全を図る必要がある水域については、水質環境基準の水域類型の指定を実施し、公共用水域、地下水の監視体制などの充実を図ります。

3 生態系保全に資する用水確保

- 農業用水、環境用水等の適正利用及び保全を行うために、水利使用の見直しを行います。

4 農薬の適正使用の推進

- 「農薬管理指導士」及び「農薬適正使用アドバイザー」の認定等により指導者を育成するとともに、GAP※³の普及推進と併せ、農薬使用者等を対象とした講習会や研修会を開催し、農薬の適正使用を推進します。

5 環境保全型農業の実施による水質改善

- 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

6 ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進

- ゴルフ場周辺の水域における水質汚濁及び水域を生活環境とする動植物の被害を未然に防止するため、ゴルフ場から排出される農薬の実態把握に努めるとともに、登録農薬の適正使用や使用量の削減等の適切な改善措置を講じるよう指導を行います。

※1 『水との共生』プラン 人と水との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を未来に継承していくことを目的に、本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示す計画です。

※2 福島県水環境保全基本計画 将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いで行くための計画です。

※3 GAP 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。本県では、放射性物質対策も含めた、ふくしま県GAP（FGAP）という独自の認証制度がある。

7 化学物質の調査・監視

- 「福島県化学物質適正管理指針」※¹に基づき、工場・事業場における化学物質の使用状況などを調査します。
- ダイオキシン類等の化学物質の排出について監視、指導を行うとともに、環境中のダイオキシン類等の化学物質についてモニタリング調査を実施し、実態把握に努めます。
- 排水基準のない新たな化学物質の汚染の動向について調査を実施します。

8 農山漁村における排水施設の整備等による水質改善

- 農村地域の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備と適切な維持管理を促進し、生活排水対策を進めます。
- 漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、県が策定した汚水処理に関する「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～」※²に基づき、漁業集落排水施設の整備を進めます。

9 下水道の高度処理等による水環境改善

- 公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備や適切な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全に努めます。

10 ダム貯水地における水質保全対策

- 千五沢ダム貯水池、東山ダム貯水池、四時ダム貯水池、三春ダム貯水池について、流域内の事業場の立入検査を強化し、排出水の監視・指導を行います。

11 猪苗代湖等の水環境の保全

- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境を美しいまま将来に引き継いでいくため、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画」※³に基づき、総合的な施策を推進します。

12 家畜排せつ物の適正管理

- 窒素やリンが多く含まれ、流出すると水質汚濁の原因となりうる家畜排せつ物について、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」※⁴に基づき適正管理を推進します。

※1 福島県化学物質適正管理指針 人の健康または生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を制御することを目的とした指針です。

※2 ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～ 計画的かつ効率的な汚水処理施設の整備を行い、快適で潤いのある生活環境の実現や、美しい水環境のさらなる向上を目指した計画です。

※3 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画です。

※4 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 家畜排せつ物の適正な管理と堆肥の積極的な活用により、水環境を始めとした環境の保全、循環型農業、畜産経営の健全な発展を実現するため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備に関する基本的な方向を定めた計画です。

1.3 海洋ごみ対策の推進

- 「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」^{※1}に基づき、海岸における良好な自然・生活環境を維持するため、海岸漂着物等の回収・処理事業に努めるとともに、陸域でのポイ捨てや不法投棄防止に向けた啓発を行います。
- 海岸漂着物の性状や量に関する調査を行い、発生原因等の把握に努めます。

1.4 プラスチック資源循環の推進

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」^{※2}の趣旨に沿って、県民や事業者、市町村等と連携しながら、ワンウェイプラスチックの使用削減やリサイクルの促進に取り組めます。

※1 福島県海岸漂着物対策推進地域計画 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づく計画。海岸漂着物対策の推進を目的としている。

※2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための法律

指標名	現状	目標(R12)
水質環境基準達成率（全窒素・全りん）	R3 湖沼 71.4% 海域 100 %	（上昇を目指す）
汚水処理人口普及率	R3 85.3%	97.4%
猪苗代湖（湖心）の全窒素値	R3 0.16mg/l	0.1mg/l 以下
猪苗代湖（湖心）の全りん値	R3 0.003mg/l	0.003mg/l 未満
工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施事業場数	R3 185 事業場	380 事業場

目標5に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 家庭における洗剤の過剰な使用を控えるとともに、水質汚濁につながるものの使用に注意します。
- ✓ ワンウェイプラスチックの使用を避け、ごみの分別の徹底を心がけます。
- ✓ 地域の工場や事業場から排出される化学物質や農家による過剰な農薬使用への監視を行います。
- ✓ 猪苗代湖や河川・海岸における清掃活動に積極的に参加します。

事業者の取組

- ✓ 化学物質や農薬の適正使用・管理を行います。
- ✓ 環境や生物多様性に配慮した材料を使用します。
- ✓ CSR の一環として猪苗代湖や河川・海岸における清掃活動に積極的に参加します。

気候変動による生物多様性に対する負の影響を緩和する

キーワード 地球温暖化対策、ふくしまゼロカーボン宣言

1 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地域脱炭素化促進事業」の促進（再掲）

- 地球温暖化対策の展開に当たっては、SDGs や地域循環共生圏の考え方を取り入れ、本県の豊かな地域資源、地域活力を持続可能な形で最大限活用しながら、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。
- 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地域脱炭素化促進事業」に関する制度のもと、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮しながら、地域脱炭素化の取組を推進します。

2 企業や学校における省エネルギーの取組推進

- 企業や学校が 2050 年度までの脱炭素社会の実現に向けてゼロカーボンを目指し自ら温室効果ガス排出量削減等に取り組むことを宣言する「ふくしまゼロカーボン宣言」※1の取組を促進し、職場ぐるみ・学校ぐるみでの省エネルギーの取組を推進します。

3 企業・団体等における森林整備の取組推進

- 企業・団体等が社会貢献活動として行う森林整備を通じ、森林づくり活動の意欲向上を図ります。

4 気候変動による生態系への影響にかかる予測・研究

- 「(仮称) 福島県気候変動適応センター」において、気候変動による生態系等への影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行います。

5 カーボンニュートラルの実現に向けた連携

- 産業や家庭など部門別の温室効果ガスの削減目標や必要となる取組を具体的に示した「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」※2に基づき、あらゆる主体と一体となってカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

※1 ふくしまゼロカーボン宣言 2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、事業者や学校が「ゼロカーボン」を目指し取り組むことを宣言し、自ら地球温暖化対策を実施する取り組みです。

※2 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ 2050 年度のカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのような対策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策をわかりやすく示したものです。

指標名	現状(R1)	目標(R12)
温室効果ガス排出量	2013 年度比 ▲11.6%	2013 年度比 ▲50%

目標6に関して実践できることを考えてみましょう




県民の取組

- ✓ 「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」の内容を理解・実践します。
- ✓ 家庭における徹底した省エネルギーに取り組みます。
- ✓ 再生可能エネルギー由来のエネルギーを選択・使用します。

事業者の取組

- ✓ 「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」の内容を理解・実践します。
- ✓ 「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加し、職場ぐるみで省エネルギーに取り組みます。
- ✓ 再生可能エネルギーや水素など温室効果ガスの排出しないエネルギーの利用を進めます。
- ✓ CSR の一環として森林等における植林活動に積極的に協力します。

希少野生動植物の保全を推進する


 キーワード 福島県野生動植物保護アドバイザー・サポーター、ふくしまレッドリスト

- 1 「野生動植物保護アドバイザー」※¹及び「野生動植物保護サポーター」※²の活用
 - 生物多様性や野生動植物の専門家からなる「福島県野生動植物保護アドバイザー」を活用し、希少野生動植物の保全対策を検討・推進します。
 - 生物多様性や野生動植物に関心の高い県民からなる「福島県野生動植物保護サポーター」制度により、希少野生動植物の継続的な情報収集に努めます。

- 2 「ふくしまレッドリスト」※³の改訂
 - 絶滅のおそれのある野生生物をランクごとにまとめた「ふくしまレッドリスト」について、「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」と連携しながら、掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など適宜見直しを進めます。

- 3 「レッドデータブックふくしま」※⁴の改訂
 - 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全のため、県内の野生動植物の生息状況について調査し、これらの生物の生育・生息状況をまとめた「レッドデータブックふくしま」の改訂を進めます。
 - 「福島県野生動植物保護アドバイザー」や「福島県野生動植物保護サポーター」等と連携し、県民等へ「レッドデータブックふくしま」の内容や絶滅危惧種の保護について理解促進を図ります。



「レッドデータブックふくしま」Ⅰ Ⅱ

※1 福島県野生動植物保護アドバイザー 県の野生動植物の保護施策やふくしまレッドリストの点検・運営などについて助言を行う有識者の方々です。
 ※2 福島県野生動植物保護サポーター 野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録されたの方々です。
 ※3 ふくしまレッドリスト 福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。
 ※4 レッドデータブックふくしま 県内の絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書です。

4 希少野生動植物の保全

- 「福島県野生動植物の保護に関する条例」※¹に基づき、指定した特定希少野生動植物について採取や捕獲を規制し、研究機関や保全団体、「野生動植物保護アドバイザー」等と連携した保全活動を推進します。また、必要に応じ保護の指針や県の特定野生動植物種の見直しを検討します。
- 「種の保存法」※²に基づく「国内希少野生動植物種」※³については、国や市町村等と連携した保護・保全活動を推進します。
- 国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域等の適正な管理等を通じて、希少野生動植物の保全を進めます。

※1 福島県野生動植物の保護に関する条例 県内の希少な野生動植物を保護し、生物多様性が保持された豊かな自然環境を保全することを目的とした条例

※2 種の保存法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律です。国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

※3 国内希少野生動植物種 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種のことです。令和5年1月現在、国内希少野生動植物種は442種です。

指標名	現状	目標(R12)
【モニタリング指標】 「ふくしまレッドリスト」掲載数	R3 1,391種	—
「希少野生動植物」を知っている県民の割合	—	(増加を目指す)

目標7に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 「アクアマリンふくしま」や「福島県環境創造センター」、「野生生物共生センター」へ行き、県内にも絶滅の危機に瀕している野生生物について理解を深めます。
- ✓ 身の回りの自然に目を向け、どのような生きものがいるか調べます。
- ✓ 希少な野生動植物を見つけても、決して持ち帰らず、SNS等で見つけた場所を公開しないようにします。
- ✓ 地域で希少野生動植物の保全活動が行われている際は、積極的に参加します。

事業者の取組

- ✓ 事業活動において、希少な野生生物の生息・生育地への影響を回避・低減するよう配慮します。
- ✓ 所有する土地に希少な野生生物が生息・生育していることが確認された場合は、その保護や生態系の回復に積極的に取り組みます。
- ✓ CSRの一環として希少種の保全活動に協力します。

自然を活用した社会課題の解決(NbS)の取組を推進する



自然を活用した社会課題の解決 (NbS)、グリーンインフラ、流域治水、ふくしまグリーン復興構想

1 「グリーンインフラ」※1の社会実装の推進

- 河川改修や河道掘削等の治水対策事業との連携を図り、多様な優れた自然環境を保全・創出することで、自然環境が有する多様な機能を活用した「グリーンインフラ」の取組を推進します。
- 復興まちづくりにおいても、公園緑地（防災緑地）は重要な施設であり、防災機能のみではなく平常時のレクリエーション利用や地域復興機能を有することから、多様な観点から整備、利用を推進します。

2 自然を活用した流域治水等 ①農業・農村の強靱化

- 頻発化・激甚化する災害に対応するため、農業・農村において排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進します。

3 自然を活用した流域治水等 ②保安林の指定の計画的な推進、治山対策の推進

- 保安林を指定し、水源の涵養や土砂災害の防備等が期待される森林の保全と適切な森林施業を推進します。また、森林被害の実態把握等を目的とした森林保全巡視活動に取り組み、森林の適正な管理に努めます。
- 治山施設の整備を推進し、森林の持つ多面的機能の維持を図ります。

4 浜通りにおける海岸防災林の回復

- 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧により、海岸防災林の持つ公益的機能の維持、増進を図ります。

5 自然資源を活用した交流人口の拡大 ～「ふくしまグリーン復興構想」の取組推進～

- 本県の自然資源を活用して交流人口の拡大を目指す「ふくしまグリーン復興構想」※2に基づき、環境省や市町村などと連携しながら、ビュースポットやトレイルルートの設定など、国立・国定公園の魅力向上や周遊促進等の取組を進めます。

※1 グリーンインフラ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。

※2 ふくしまグリーン復興構想 東日本大震災後、減少した自然公園利用者数の回復と交流人口の拡大を目指し、県と環境省が共同で策定したものです。

6 自然を活かした地域づくり ～グリーンツーリズム～

- 県内の豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムを推進し、県内外からの集客・交流を促進することで地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図ります。

7 自然を活かした地域づくり ～ビジターセンターを拠点とした魅力発信～

- 「越後三山只見国定公園ビジターセンター」を整備し、自然環境や歴史文化等の解説、公園の利用案内及び自然体験の支援・誘導を行います。
- 環境省と連携しながら、国立公園・国定公園におけるビジターセンターについて、自然体験や周遊、環境教育等にかかる情報発信拠点として活用を進めます。

8 自然を活かした地域づくり ～自然公園内の施設整備～

- 自然公園内の登山道、トイレ等の施設の適切な設置や維持管理に努めることで、自然環境への負荷を軽減するとともに自然公園における安全で快適な環境を確保します。

9 自然を活かした地域づくり ～風致地区を活用した都市における風致の維持～

- 都市の良好な自然環境の保全・創出を図るため、区域内の開発について一定の規制を行い、風致に富んだ都市環境の形成に繋がります。

10 自然を活かした地域づくり ～自然を活かした景観形成活動の推進～

- 「景観形成重点地域」※1に指定した磐梯山・猪苗代湖周辺については、届出制度の運用や、関連施策の活用により、きめ細かな景観形成活動を重点的に推進します。

11 自然を活かした気候変動対策 ～森林吸収源対策～

- 森林のCO₂吸収量の増加において、若くて成長のよい森林への移行が重要であるため、成長が早い「エリートツリー」※2の植林や、樹木の成長を促す適度な伐採を行い、森林の適切な管理を行います。

12 自然を活かした気候変動対策 ～県産材の利用拡大～

- 間伐材等の未利用材などの木質バイオマス利用への促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援し、県産材の利用拡大を図ります。

13 自然を活かした気候変動対策 ～都市緑化等による吸収源対策等の推進～

- 地球温暖化の防止等に必要不可欠な都市内における緑を保全・創出するため、都市公園等の公的な緑地の拡大を推進します。

※1 景観形成重点地域 個性豊かな街作りを推進するため、地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を市町村が指定し、地元の方々が中心となって必要なルールを定めるもの。

※2 エリートツリー 地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの

指標名	現状	目標(R12)
一人あたりの都市公園面積	R2 14.5m ² /人	15.2m ² /人
自然公園の利用者数	R3 6,693人	10,640人
木質燃料使用量	R3 676千t	900千t以上

目標8に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 生物多様性が防災・減災や水質の浄化、地域活性化など様々な社会課題の解決に貢献し
ることについて、理解を深めます。
- ✓ 自然公園を利用し、県内外に本県の自然の魅力を積極的に発信します。
- ✓ 本県の自然資源を活用したサービスや商品を積極的に使用します。

事業者の取組

- ✓ 自治体と連携して自然の機能を活かした防災・減災を進めます。
- ✓ 本県の自然公園におけるワーケーション等の推進に取り組みます。
- ✓ 本県の自然資源を活用したサービスや商品開発に取り組みます。



只見ユネスコエコパーク

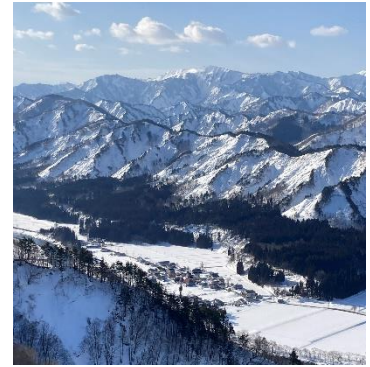
～豪雪が生んだ自然と生活文化を守り、活かす取り組み～

1 豪雪により生まれる景観と生物多様性

平成 26 年 6 月に、只見町全域と檜枝岐村の一部が「只見ユネスコエコパーク」に認定され、自然と人間社会の共生に向けた取り組みが進められています。ユネスコエコパークとは、ユネスコが認めた“人と自然との共生”に取り組む国際モデル地域です。

只見ユネスコエコパークは県の西端に位置し、標高 1,000m 前後の山々に囲まれた山間地域です。日本有数の豪雪地帯で、平地でも 3-4m 程度の雪が積もります。

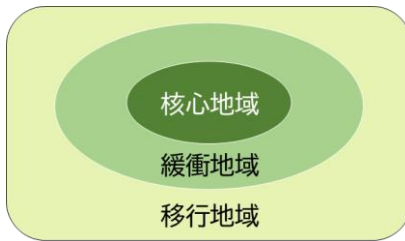
また、只見の山々は比較のむろい凝灰岩を基岩とするため、冬の雪崩で山の斜面が削られ、「雪食地形」という特異な地形が生まれます。そして、この急峻で複雑な立地環境の山々に適応したブナ林をはじめとする多様な植生がモザイク状に成立します。こういった変化に富む植生は、多様な野生生物の生息・生育を支えています。



雪食地形が広がる只見地域

2 ユネスコエコパークの構造

ユネスコエコパークでは3つの土地利用区分を設定し、取組を推進しています。



- 核心地域・・原則立ち入り禁止（調査研究等の利用は可）
守るべき貴重な自然環境
- 緩衝地域・・教育やレクリエーション、伝統的採取、狩猟等は可
核心地域とほぼ同等の自然環境を有する
移行地域の人間活動から核心地域を保護する目的で設定
- 移行地域・・人間の生活圏が対象
環境に配慮した産業活動により持続可能な経済発展を目指す地域

3 学術調査研究の推進 ～未解明地域の調査研究～

只見ユネスコエコパークの事業の一環として、平成 28 年から令和 3 年にかけて、総合学術調査を実施しました。調査を行った沼ノ平地域は、ブナ林と湖沼群からなる一帯で、過去に何度も地滑りが発生した場所であり、今まで十分に調査が行われてこなかった地域です。今回の調査研究により、沼ノ平地域の植物、動物の多様性が非常に高いことが明らかになり、絶滅危惧種や本州初確認の種なども記録されました。多様性が高い理由としては、長年にわたる地すべりによる自然かく乱で形成された多様な地形や自然環境にあると考えられ、今後、2024 年に控えたユネスコへの定期報告の一部として、国際社会に発信される予定です。

4 自然や伝統的な生活文化を活用した取り組み

「人と自然との共生」の実現に向け、特色ある豊かな生物多様性を活かす取組も行われています。例えば、地域の自然環境や自然と人の関わりを理解することを目的に、「ただみ観察の森」が整備されています。森林内に必要最小限の観察路等が設置され、環境教育や企業などの視察研修の場として利用されています。また、天然資源や伝統技術等を使用した産品を『「自然首都・只見」伝承産品』として認証し、ブランド化することで、町の活性化を目指す取組も行われています。長い歴史の中で育まれた地域の自然やそれらを抛り所とする生活文化を活かすこのような取組は、世界に誇る取組と言えるでしょう。



ただみ観察の森での環境学習の様子



「自然首都・只見」伝承産品



松平定信公による江戸時代のグリーンインフラ ～白河市 南湖公園～

1 賑わいのある観光地で絶滅危惧種の生育地

南湖公園は、年間 40 万人以上が訪れる、県南地方有数の観光地です^{※1}。寛政の改革を行ったことで知られる白河藩主・松平定信は、1801（享和元）年に湿地だった場所の土砂等を掘りあげ、堤を作り、今の南湖を作りました。門や柵もなく開放的な園地が広がる南湖公園は、日本最古級の公園としても知られ^{※2,3}、国の史跡・名勝に指定されています。歴史まちづくり法による歴史的風致維持向上地区計画が導入され、外観や屋根の構造に関するきめ細かいルールに従ったデザインの店舗群が並び、平日昼間でも観光客や市民で賑わっています。また、元々の自然や地形を活かして造園されたため、湿地や池の岸にカキツバタ、水中にトリゲモなど、絶滅危惧種が豊富に生育する生物多様性保全上重要な場所^{※4}、県立自然公園にも指定されています。



南湖公園内の湿地に生育する
絶滅危惧種カキツバタ

2 松平定信公の先進性

松平定信が南湖造営に托した意図としては、(1)灌漑用水の確保、新田開発のための条件整備、操舟訓練や水練場所の確保などの実用に供した、(2)自然の地形や景観を尊重してできるだけ手を加えず、自然と人工との調和を図った、(3)柵を設けず共楽亭を開放するなど土民共楽の園地として整備した、(4)十七勝十六景を定め和歌や漢詩を依頼するなど名所づくりをした、などが研究で指摘されています^{※3,5,6}。また、江戸時代に描かれた絵図には、コウノトリやヒシクイなどの水鳥も多く描かれており、昔から多くの生きもののすみかであったと考えられます^{※7}。

地形や植生を活かした造園手法で農業用ため池と誉れ高い景観を創出し、かつ豊かな生物多様性を育む南湖公園は、200 年以上前から存在する紛れもないグリーンインフラと言えるでしょう。



1815 年の南湖公園の風景

『奥州白川南湖真景』乾, 小沢皆園 写, 明治 17. 国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/9369913> (参照 2023-03-29)
を加工して作成



現在の南湖の風景

※1 福島県観光客入込状況 令和3年分 福島県商工労働部観光交流局観光交流課

※2 進士五十八, 2005. 日本の庭園. 中央公論社, 東京.

※3 高塩博, 2001. 南湖の「土民共楽」と江戸の飛鳥山. 白河市歴史民俗資料館(編): 図録 特別企画展 定信と庭園 南湖と大名庭園, pp. 92-95. 白河市歴史民俗資料館, 白河.


※4 黒沢高秀・薄葉満・中野晋太・岡千照・伊藤将太, 2011. 史跡名勝南湖公園(福島県白河市)の雑管束植物相. 福島大学地域創造 22(2): 19-43.

※5 菅野義胤, 1948. 南湖園について. 造園雑誌 11: 7-10.

※6 菅野義胤, 1948. 樂翁公の自然観と作庭. 造園雑誌 12: 9-14.

※7 黒沢高秀, 2019. 奥州白川南湖真景に描かれた福島県白河市南湖の1816年当時の生物多様性と土地利用. 福島大学地域創造 30(2): 87-97.

野生鳥獣との共生に向けた取組を強化する

 第二種特定鳥獣管理計画、錯誤捕獲、野生生物共生センター
キーワード

1 特定鳥獣の計画的な保護管理の強化

- イノシシ等の特定鳥獣については、原発事故や気候変動の影響などにより、本県で生息域が広がっていることから、継続した生息調査を行うとともに、「第二種特定鳥獣管理計画」※1に基づき、適切な管理の目標の設定・評価・見直しによる、計画的な管理を強化していきます。
- 近年クマ等の大型哺乳類の市街地等への出没が増えていることから、緩衝帯の整備や放任果樹の伐採、出没した際に対応できる体制の構築等に取り組みます。

2 カワウ被害対策の推進

- 内水面漁場における魚類の生息環境の維持を図るため、「福島県カワウ管理計画」に基づき漁業に影響が大きいカワウの新たな被害防除手法の実証等に取り組みます。

3 鳥獣被害防止対策における推進体制の強化、技術改善

- 住民が主体的に地域ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防除、有害捕獲を組み合わせた総合的な対策の普及拡大を図ります。
- 鳥獣捕獲の担い手の減少・高齢化が進む中、効果的かつ効率的な狩猟を進めるため、ICT等を活用した取組を推進します。

4 錯誤捕獲の防止

- ツキノワグマやニホンカモシカ等の生息地において錯誤捕獲を防止するため、わなの形状（脱出口付きの箱わなの使用など）、餌による誘引方法等について、市町村や捕獲従事者に指導します。

※1 第二種特定鳥獣管理計画 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、県知事が定めることができる計画です。

5 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成

- 新規狩猟者等に対する各種研修会を実施するほか、わな等の購入や技術向上にかかる経済的支援等を行い、狩猟者の確保・育成を図ります。
- 地域ぐるみでの効果的な鳥獣被害防止対策を推進するため、市町村と連携し、研修会の開催等により、地域で中心的な役割を担う人材の確保・育成を推進します。



狩猟マイスター養成事業

6 野生鳥獣の放射性物質モニタリング調査

- 野生鳥獣の肉に含まれる放射性物質をモニタリングし、野生鳥獣への影響を把握するとともに、県民に対して適切な情報提供を行います。

7 「野生生物共生センター」※1の活用

- 「野生生物共生センター」は、「人と野生動物の共生」をテーマとして、野生動物の保護管理、野生動物の救護、環境モニタリング、生物多様性の保全の4つの機能を有する本県独自の機関として設置しており、センターの最大限の活用を図っていきます。

8 傷病鳥獣の野生復帰

- 人間の活動によりけがをした鳥獣については、「野生生物共生センター」において、保護・治療し、野生に復帰させる取組を行います。また、自然の状態での野生復帰が可能な個体やヒナは保護しないなど、野生鳥獣との適切な接し方を啓発します。

9 野生鳥獣に関する感染症への対応

- 高病原性鳥インフルエンザ※2等について、関係機関と連携し、監視活動や死亡野鳥等のウイルス検査等を実施し、感染の早期発見及び拡大防止に努めます。

10 鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止

- 猛禽類の鉛中毒の発生を防止するため、ニホンジカ等の鳥獣捕獲にあたっては、非鉛製銃弾を使用するよう啓発します。

※1 野生生物共生センター 野生生物共生センターは大玉村にある県の施設であり、野生生物に関する調査や普及啓発、野生動物の保護を行っています。

※2 高病原性鳥インフルエンザ A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症を鳥インフルエンザといい、ヒトやその他の動物に感染した場合も鳥インフルエンザと呼ばれます。鳥インフルエンザウイルスは、自然界においてはカモ類などの水鳥を中心とした鳥類が腸内に保有しています。鳥インフルエンザのなかでも、鳥に対し致死性の高いものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

指標名	現状	目標(R12)
野生鳥獣による農作物の被害額	R3 139,842 千円	90,000 千円
イノシシ・シカの年間捕獲頭数	R3 ・イノシシ 18,768 頭 ・シカ 2,373 頭	・イノシシ 25,000 頭以上最大限 ・シカ 1,400 頭以上最大限
狩猟者登録者数	R3 4,538 人	増加を目指す
本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	R3 53.4%	82.0%

目標9に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 人間の活動によりけがをした鳥獣を発見した場合は、保護を行うため「野生生物共生センター」や最寄りの県地方振興局に連絡をします。
- ✓ 狩猟免許を取得し、地域における鳥獣管理の担い手として捕獲活動等に取り組みます。
- ✓ 人里に近い森林を所有する場合は、人と野生鳥獣との緩衝地帯としての機能を発揮するよう、下刈りや間伐など森林の適正な管理を行います。
- ✓ 野生鳥獣と適切な関係性の維持を図るため、野生鳥獣に安易に餌を与えないようにします。また、餌となるもの（生ゴミ等）を放置しないようにします。

事業者の取組

- ✓ 鳥獣対策の認定事業者となり、地域の捕獲活動に取り組みます。
- ✓ CSR の一環として事業所周辺の草刈りによる緩衝帯の整備など、地域の野生鳥獣対策に協力します。

持続可能な農林水産業を推進する



キーワード 有機農業、GAP、遊休農地、森林認証制度、MEL

1 環境に配慮した農業の推進

- 「福島県有機農業推進計画」※¹に基づき、有機農産物の安定生産に向けた生産基盤の強化を図るとともに、技術の開発・普及や人材の育成・確保、販路開拓・拡大の取組を進めます。
- 自然環境保全機能が高い営農活動（冬期湛水等）に対する取組を推進し、福島ならではの取組として、有機農業等の取組によるブランド化にも取り組み、それらの情報を発信します。

2 家畜排せつ物の利活用の推進

- 「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（第4期）」※²に基づき、農地へのたい肥利用など、家畜排せつ物の循環利用を推進します。

3 「福島県農業総合センター」における環境に配慮した農業に向けた技術開発

- 「福島県農業総合センター」において環境負荷の低減や生態系保全など、環境と共生する農業と推進する技術の開発を進めます。

4 GAPの普及推進

- 安全と品質の太鼓判となる GAP の認証取得を支援します。特に、生産部会、大規模法人、営農再開を担う法人、新規就農者等へ導入を推進し、認証取得の面的拡大を図ります。また、GAP 認証農産物の消費者・実需者等への認知度向上に取り組みます。

5 農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援

- 中山間地域は、過疎化・高齢化の進行により、草刈りや水路清掃などの地域活動を集落だけで行うことが難しくなっており、「中山間地域等直接支払制度」※³や「多面的機能支払制度」※⁴等を活用し、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地等の保全管理等を支援します。

※1 福島県有機農業推進計画 環境への負荷低減による自然循環機能の発揮や地域活性化などが期待される有機農業の取組を拡大するため、技術の実証・確立、有機農業者の確保などの施策の展開方向や有機農業推進に関する目標等を定めた計画です。

※2 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（第4期） 家畜排せつ物の適正な管理と堆肥の積極的な活用により、水環境を始めとした環境の保全、循環型農業、畜産経営の健全な発展を実現するため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備に関する基本的な方向を定めた計画です。

※3 中山間地域等直接支払制度 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度のことです。

※4 多面的機能支払制度 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する制度。

6 持続可能な営農を通じた田園地域や里地里山の環境整備の推進

- 遊休農地の発生を防止するため、農業担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進めます。

7 持続可能な営農に向けた農業生産性の向上

- 開発メーカーや関係団体等と連携して先端技術の現場実装に向けた取組を進めるとともに、実用化の目処が立った先端技術の導入効果と収益性の検証を行いながら、地域の実情に応じたスマート農業の普及拡大を進めます。

8 農村の活性化

- 農村の活性化を図る取組をけん引する地域リーダーの確保・育成を促進するとともに、地域特産物や棚田などの資源を活用した地域振興の取組を支援します。

9 県産材の安定供給体制の整備と県産材による住まいづくりの推進

- 林内路網の整備や高性能林業機械の導入、木材加工流通施設等の整備など、木材（素材）生産基盤整備を促進します。
- 資源量が増加する大径材の需要創出や高付加価値化、効率的な活用を推進するほか、サプライチェーンの構築を促進します。
- 県産木材を活かした良質な住まいづくりを進めるとともに、県産木材の利用を拡大することで、山村地域の活性化にも貢献します。

10 森林認証制度の活用

- 森林認証（FSC、SGEC等）の取得を支援し、適正に管理（FM認証）された認証森林から生産される木材等を認証事業者（CoC認証）が素材生産、一次・二次加工した認証材製品を供給する体制を確立するとともに、持続可能な森林経営を推進します。

11 里山資源の利用

- 里山の広葉樹や竹林の利用を図るため、きのこ生産用資材や薪・炭に含まれる放射性物質の濃度測定により安全性を確認していくとともに、栽培きのこの生産拡大や、木炭・竹炭の需要拡大を進めます。

12 林業の担い手育成

- 人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」において、林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等を習得するための就業前長期研修講座を実施します。また、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。

13 「福島県林業研究センター」における技術開発・研究

- 「福島県林業研究センター」において、多面的な機能を有した森林を育成するための管理技術、森林病害虫の防除技術、付加価値の高い林産物の生産・加工のための技術開発等について研究します。

14 病害虫の総合防除の推進

- 「改正植物防疫法」^{※1}に基づき、福島県の総合防除計画を策定し、発生を抑制する環境の整備や多様な手法による防除など、病害虫の総合防除を推進します。

15 沿岸域の環境保全、水産業や漁村の多面的機能の発揮

- 二酸化炭素吸収や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟の機能を保全するため、漁業者による生態系保全活動を引き続き支援していきます。また、河川・湖沼の多面的機能の維持を図るため、内水面漁業協同組合等による環境保護や環境教育等の取組を進めます。
- 漁業系プラスチックゴミの適切な処理と漁業者のみならず地域住民や都市住民による海浜清掃等の取組を推進します。

16 水産資源調査・評価等の推進

- 水産資源を持続的に利用するため、改正漁業法においては、漁獲量の上限を定める TAC（漁獲可能量制度）による管理が基本とされており、将来的な TAC^{※2}管理拡充や IQ 管理^{※3}導入の検討に必要な水産資源調査・評価等を国と連携し推進します。

※1 植物防疫法 当該法律は輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的としたものです。有害動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法の一部を改正する法律案を第 208 回国会に提出し、令和 4 年 4 月 22 日に成立、5 月 2 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

※2 TAC（漁獲可能量制度） 漁獲数量を制限する制度

※3 IQ 管理 漁獲可能量を漁業者または漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うこと

17 水産資源の適切な管理と高度化等

- 「福島県資源管理方針」※¹に基づき、資源管理協定の締結を含めた水産資源の適切な管理と合理的利用を推進します。
- 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及び ICT の活用による操業の効率化を推進するとともに、水産資源解析に必要な情報収集・資源量推定及び現場への迅速な普及を図り、資源管理の更なる高度化を推進します。

18 養殖における環境負荷の軽減

- 「資源管理協定への移行水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」※²に基づき、生態系等に配慮した栽培漁業を推進します。

19 漁村地域における新規就業者の確保

- 漁業の担い手を確保・育成するため、漁協、漁連と連携して青壮年部・女性部による技術の研究や環境保全、魚食普及などの活動の活性化を図ります。

20 水産エコラベルの活用

- 「MEL」※³等の水産エコラベル認証の取得及び認証を活用した PR 等の取組を支援し、水産資源や環境に配慮した漁業を推進します。

21 「水産海洋研究センター」等における技術開発・研究

- 福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所及び福島県内水面水産試験場において、資源管理及び調査研究、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開等に取り組めます。

※1 福島県資源管理方針 本県の水産資源の適切な管理と合理的利用を図るため、管理すべき水産資源とその管理手法等の具体的内容（漁獲可能量の配分の基準、漁獲量の管理の手法等）を定めた県の計画です。

※2 資源管理協定への移行水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 効率的かつ効果的な種苗放流や栽培漁業にあたっての生物多様性保全への配慮等について示した計画です。

※3 MEL（マリン・エコラベル・ジャパン） 日本発の水産エコラベル認証制度であり、水産資源の持続性と環境に配慮している事業者（漁業・養殖業）を第三者が審査し認証しています。

指標名	現状	目標(R12)
有機農業等の取組面積	R3 2,859ha	6,000ha
第三者認証 GAP 等を認証した経営	R3 709 経営体	1,800 経営体以上
遊休農地の解消面積	— R2 実績 430ha (参考)	4,500ha (R4~R12 累計)
地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	R3 53%	57%以上
木材(素材)生産量	R2 914 千 m ³	1,350 千 m ³ 以上
河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	R3 12,497 人	12,000 人

目標 10 に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 各認証品について理解し、減農薬、減化学肥料栽培や有機栽培でつくられた農産物等を積極的に購入します。
- ✓ 住宅や木製製品を購入する際は、県産材のものを積極的に選択します。

事業者の取組

- ✓ 各認証品について理解し、減農薬、減化学肥料栽培や有機栽培でつくられた農産物等を積極的に使用します。
- ✓ 減農薬、減化学肥料栽培、有機栽培等、積極的に環境に優しい農業に取り組みます。
- ✓ 県産材を積極的に活用します。



上堰棚田と本木上堰について

～ボランティアと共につなぐ里山の生物多様性～

1 上堰棚田と本木上堰

上堰棚田とは、喜多方市山都町の本木・早稲谷地区にある総面積約 6ha の棚田です。急斜面の山腹にきれいに整備された棚田は壮観で、令和 4 年に優良な棚田を認定する取組「つなぐ棚田遺産 ～ふるさとの誇りを未来へ～」に選定されています。

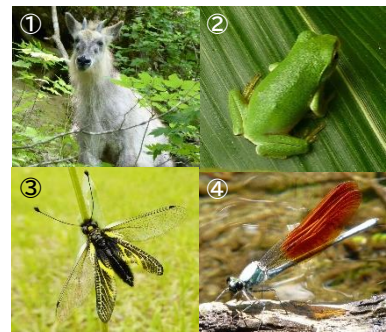
棚田の上部には江戸時代中期に作られた「本木上堰」という水路があります。全長 6km におよぶ水路は、275 年以上にわたり、流域の棚田を支えてきました。また、この水路は棚田の稲を育てるだけでなく、里山の生態系の要としての役割も果たしています。ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型哺乳類からカエルなどの両生類、ホタルやトンボ類などの昆虫まで、豊富な生きものたちがみられます。



上堰棚田 全景



本木上堰



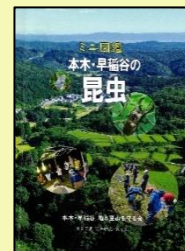
①ニホンカモシカ
②シュレーゲルアオガエル
③キバネツノトンボ ④カワトンボ

2 地域の活動 ～ボランティアと共につなぐ～

棚田と堰を守るため、農業者、地域住民、ボランティアにより、様々な取組が行われています。棚田と里山の生物多様性を次世代に残していくためには、より多くのボランティアが必要です。ぜひ、皆さんもボランティアに参加してみませんか。

棚田や堰を核とした、様々な取り組み内容

- ・棚田米の生産販売、棚田オーナー制の実施
- ・棚田米を活用した日本酒「上堰米のお酒」の製造
- ・地元農産物の直売所の設置
- ・地元の子どもへの環境教育
(生物調査、ミニ図鑑(昆虫)の作成)
- ・堰さらいボランティアの実施 等



ミニ図鑑
本木・早稲谷の昆虫
(地元の小中学校へ配布)



堰さらいボランティアの様子



上堰米のお酒(日本酒)

近況やボランティア募集情報は
↓こちらから↓



Facebook ページ
「本木・早稲谷堰と
里山を守る会」



県内のラムサール条約登録湿地と潜在候補地について

～尾瀬、松川浦、高野池、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖～

1 ワイズユース（賢明な利用）とラムサール条約

生物多様性を付加価値とし、ブランド化した成功例として良く知られているのが、「コウノトリ育むお米」（兵庫県豊岡市）、「ふゆみずたんぼ米」（宮城県大崎市）などのラムサール条約登録湿地関連のお米です。ラムサール条約とは、湿地の保全と、ワイズユース（賢明な利用）を進めることを目的とした条約で、国際的な基準に従い条約締結国が国際的に重要な湿地を条約事務局に登録しています。生物多様性のブランド化は、ラムサール条約登録湿地のワイズユースの一例です。登録湿地になるには、まず国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準のいずれかを満たし、環境省により「潜在候補地」に指定されることが必要です。さらに、国の法律により自然環境の保全が図られることと、地元自治体などの登録への賛意が得られることの2つの要件を満たすと、環境省と自治体の調整を経て、国による指定がなされ、締約国会議を経て登録されます。現在、国内の登録湿地数は53箇所にのぼります（令和3年11月18日時点）。

県内では高層湿原が広がる尾瀬が指定されており、観光の側面でのワイズユースが進められています。年間入山者数は約11万人（R3時点）であり※1、自然環境への負荷をかけないようにするため、湿原への木道整備やマイカー規制、公衆トイレの整備などに取り組んでいます。

※1 関東地方環境事務所 令和3年度 尾瀬国立公園の入山者数について 2022年10月27日（報道発表）

2 福島県内の潜在候補地

福島県内には尾瀬以外にも生物多様性保全上重要な湿地があります。環境省が2010年に選定したラムサール条約湿地潜在候補地として、県内の4つの湿地（松川浦、高野池、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖）が選定されています。

○福島県内のラムサール条約湿地潜在候補地

湿地名	選定理由	基準
松川浦 (相馬市)	・生物地理区（北東本州）を代表する干潟 ・絶滅危惧種ヒヌマイトトンボの生息地 ・仙台湾沿岸域では最も底生生物の種の多様性が高い	基準1 基準2 基準3
高野池 (鏡石町)	多数のオオハクチョウ、オナガガモの生息地	基準6
裏磐梯湖沼群 (北塩原村、猪苗代町)	生物地理区（東アジア）を代表する湖沼	基準1
猪苗代湖 (猪苗代町、会津若松市、郡山市)	・生物地理区（東アジア）を代表する湖沼 ・多数のコハクチョウの生息地	基準1 基準6

○国際的に重要な湿地の基準（抜粋）

- 基準1 特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地
- 基準2 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地
- 基準3 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地
- 基準6 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

※いずれかに該当することが要件

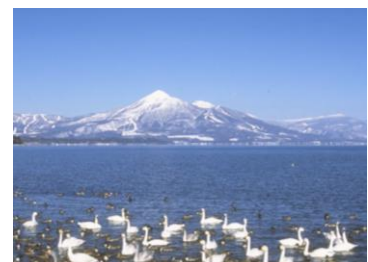
※環境省 ラムサール条約湿地潜在候補地の選定について
2010年9月30日（報道発表資料）より抜粋



松川浦



裏磐梯湖沼群（秋元湖）



猪苗代湖

地域文化を維持・継承する

文化財、食文化、木材文化
キーワード

1 地域資源の再発見

- 歴史や伝統など地域の有する資源の素晴らしさを再発見する取組を支援し、地域に対する愛着や誇りの醸成を図ります。

2 自然に根ざした文化の活用 ～文化財の保存・活用～

- 「福島県文化財保存活用大綱」※¹に基づき、県内に数多く存在する歴史的、芸術的、または学術的価値を持つ文化財を指定し、その保護・保存及び適切な活用に努めます。

3 食文化の継承

- 「第四次福島県食育推進計画」※²に基づき、地域の自然や風土の中で育まれた食文化や郷土食の継承、暮らしを支える農林漁業の大切さ、環境と共生する農林漁業者等と連携した食育（農林漁業体験）等を推進します。
- 地域の食文化の継承や健全な食生活を維持するため、学校給食に地場産物を活用し、和食を中心とした栄養バランスの良い日本型食生活の普及を促進します。

4 木材文化の伝承

- 木材の良さ、木づかいの文化を伝えるため、各種イベント等において、木材に「触れ」「感じる」「知る」体験活動を推進します。

5 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくり

- 地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを支援します。

指標名	現状	目標(R12)
自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	R3 86.0%	95%以上

※1 福島県文化財保存活用大綱 本県の豊かな歴史と文化に育まれた特色ある文化財について、保存と活用に係る本県の基本的方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めて行く上で、共通の基盤とすることを目的としたもの。

※2 第四次福島県食育推進計画 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものです。

目標11に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 体験活動やボランティア等を通して、伝統的な農法や文化について学びます。
- ✓ 伝統的な手法等で作られた加工食品などを食べることで、食文化への理解や継承に貢献します。

事業者の取組

- ✓ 伝統的な農法や食文化等に価値を見出し、その保全や継承に貢献します。

自然とのふれあいの機会を提供し、県民の生物多様性への理解を深める

Q 持続可能な開発のための教育(ESD)、コミュニティ福島

1 自然公園における自然とのふれあいの機会の創出

- 尾瀬など本県の貴重な自然を活用した、質の高い環境教育を推進し、生物多様性の保全の重要性について啓発を進めます。
- 国立・国定公園の特別保護地区や特別天然記念物等に指定されている本県の自然資源を活用し、自然との豊かなふれあいを推進します。

2 護岸や都市公園など身近な自然とのふれあいの場の整備

- 親水護岸の整備により、水辺に親しむ空間や水生生物にふれることができる環境の創出に努めるとともに、都市公園においては、地域や学校と連携し、多様な環境教育・環境学習を推進します。

3 「コミュニティ福島」等を活用した啓発

- 「コミュニティ福島」※1において、展示ブースの更新を行い、生物多様性について楽しく学べる場所を整備します。また、生物多様性に関するイベントや講演等を「コミュニティ福島」、「野生生物共生センター」で行います。



コミュニティ福島の展示ブース①
壁面の自然環境の映像に出現する生きものに虫眼鏡をかざして、生きものの生態や状況を知るデジタルコンテンツ



コミュニティ福島の展示ブース②
ジオラマで作られた福島の自然などを見ながら、県内の自然環境の状況や変化について学びます

4 地域の生涯学習施設やボランティア団体等との連携

- 地域や学校において、生涯学習関連施設（アクアマリンふくしま※2等）を活用した体験型・実践型の環境教育・学習の推進を図ります。
- もりの案内人・ボランティア団体などと連携し、地域や学校の体験学習を推進します。

※1 コミュニティ福島 福島県環境創造センター交流棟の愛称。展示施設や 360 度全球シアターを備え、身近な視点から放射線や福島への環境への理解を深めていただける施設です。

※2 アクアマリンふくしま 海を通して「人と地球の未来」を考える新しい形の「環境水族館」として、いわき市に整備された施設で、公益財団法人ふくしま海洋科学館が運営しています。

5 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- 学校における環境教育等の取組の促進のため、ESD の概念や、その推進拠点であるユネスコスクールなどの取組を周知、広報します。

6 あらゆる世代への自然体験活動等の提供

- 自然の家等において、親子を中心に体力向上や健康増進につながる取組を行い、子どもから大人まで多くの方々へ屋外で体を動かすことや自然と触れあう大切さ、魅力を伝える機会を提供します。

7 水循環の教育

- 下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について情報発信します。

8 環境教育の推進

- 「福島県環境教育等行動計画【第2次】」に基づき、県民、民間団体、事業者、行政などあらゆる主体が連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくための効果的な環境教育等を推進します。

9 森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進

- 本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、森林整備ボランティア活動、森林観察・林業体験、緑の募金運動、緑の少年団活動等を通じて、森林・林業の必要性、水源のかん養などの森林のもつ公益的機能について理解を深めます。

指標名	現状	目標(R12)
生物多様性について理解している県民の割合※	R4 24.4%	70%以上
外来種について理解している県民の割合※	R4 80.9%	100%
自然体験学習等参加者数	R元 1,476人	2,200人
森林づくり意識醸成活動の参加者数	R3 144,954人	170,000人
環境教育副読本を用いて学習を行った県内小学校の割合	R3 30.4%	80%
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数	R3 31,828人	39,700人
【モニタリング指標】 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	R3 88箇所	増加を目指す

※県政世論調査による

目標12に関して実践できることを考えてみましょう




県民の取組

- ✓ 小鳥の声に耳をすませたり、公園の植物を観察するなど身近な自然に意識を向け、関心を持ちます。
- ✓ 水族館や博物館、「福島県環境創造センター（コミュタン福島）」や「野生生物共生センター」などを利用し、生き物について学びます。
- ✓ 自治体や自然保護団体等が開催する自然観察会や自然体験プログラムに参加し、自然を体感します。

事業者の取組

- ✓ 行政や保全団体と連携し、生物多様性保全活動に取り組みます。

持続可能な消費や地産地消など日々の生活を通じて、生物多様性の保全を図る

 キーワード エシカル消費、食育、うつくしまエコ・リサイクル製品認定制度

1 日々の暮らしの中で生物多様性保全の取組を促す仕組みの構築

- 県民一人ひとりが日々の生活の中で生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動を取ることができるよう、県民向けの行動指針を作成し、普及啓発を行います。

2 「エシカル消費」の推進

- 人や社会、環境・生物多様性を考えて商品やサービスを選択する「エシカル消費」※¹について、その認知度を高めつつ、日々の買い物を通して自分ごととして捉えた消費につなげるため、エシカル認証マークの理解促進を図ります。

3 有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保

- 「福島県有機農業推進計画」に基づき、有機農産物の安定生産に向けた生産基盤の強化を図るとともに、技術の開発・普及や人材の育成・確保、販路開拓・拡大の取組を進めます。
(再掲)

4 食育の推進

- 「第四次福島県食育推進計画」に基づき、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育（地産地消）等を推進します。

5 食品ロス削減

- 「福島県食品ロス削減推進計画」に基づき、「食べ残しゼロ協力店」との連携など食品ロス削減の取組を促進します。

6 グリーン購入の推進等

- 「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」及び「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、環境物品等の調達を推進します。

7 環境に配慮した製品の評価・普及

- 環境や生物多様性に配慮した製品の普及を図るため、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」※²に基づき、趣旨に沿った製品の認定・PRを行い、利用促進を図ります。

※1 エシカル消費 人・社会・環境を考慮して、商品やサービスを選択する消費行動

※2 うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度 県内に事業所を有するものが、主として県内で生じた廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として福島県が認定し、利用を推進する制度です。

8 産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進

- 循環型社会の形成に向け、事業者への普及啓発を徹底することで、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の取組を促進します。

指標名	現状	目標(R12)
生物多様性に配慮したライフスタイルとして、地球温暖化対策に取り組んでいる県民の割合*	R4 59.7%	80% 以上
生きものを最後まで責任を持って育てる県民の割合*	R4 46.0%	80% 以上
地元の食材・ものを選んで購入する県民の割合*	R4 41.3%	80% 以上
環境に配慮した商品を優先的に購入する県民の割合*	R4 27.7%	70% 以上
身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう県民の割合*	R4 25.8%	70% 以上
自然や生きものについて、家族や友人と話し合う県民の割合*	R4 17.6%	50% 以上
自然保護活動や美化活動に参加する県民の割合*	R4 16.9%	50% 以上
エコツアー（ガイドによる自然体験）に参加すると回答した県民の割合*	R4 7.4%	50% 以上

※県政世論調査による

目標13に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 生物多様性や環境に配慮した商品（認証を受けた商品等）やサービスを選択します。
- ✓ 地元で採れたもの、環境に配慮してつくられた農林水産物を積極的に選び、食品ロスを出さないよう消費します。
- ✓ 投資や寄付等をする場合は、生物多様性に配慮した事業活動や取組を評価するようにします。（ESG投資など）

事業者の取組

- ✓ 生物多様性に配慮した製品やサービスを積極的に提供します。
- ✓ 県民に対し、食品の加工、流通、調理、販売の各過程における正しい情報提供を行います。
- ✓ 投資や寄付等をする場合は、生物多様性に配慮した事業活動や取組を評価するようにします。（ESG投資など）

※ESG投資については次ページのコラム参照



生物多様性に配慮された商品

～認証マークの付いた商品を購入しよう～

身の回りの商品には、生物多様性や環境に配慮したことを示す様々な認証マークが付いています。買い物の際、認証マークの付いた商品を積極的に選んでみましょう。

	マーク	概要
紙・木製品		<森林管理協議会> 環境や動植物を守り、森林に依存する人々や林業従事者の人権を尊重し、適切に管理された森林の樹木や適切だと認められたりサイクル資源で作られた紙・木材製品につけられるマークです。
繊維製品		<オーガニックテキスタイル世界基準(GOTS)> 有機栽培（飼育）の原料を使用し、環境と社会に配慮して加工・流通された繊維製品に付けられるマークです。
水産物		<MSC（海洋管理協議会）> 水産資源や環境に配慮した、持続可能な漁業で獲られた水産物につけられる国際的な認証マークです。
		<マリン・エコラベル・ジャパン（MEL）認証> 国際的に認められた日本発の水産エコラベル認証制度です。水産資源・環境の持続性に配慮した取り組みを行う水産業者（漁業、養殖業、流通・加工業）を認証しています。
農産物		<有機 JAS> 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類に付けられています。
		<レインフォレスト・アライアンス> 生態系や農業の管理、労働者の生活向上などの基準を満たした認証農園産の農作物に付けられるマークです。
		<ふくしま県 GAP> 福島県が認証した生産工程管理により栽培、出荷された農林産物に付けられるマークです。県産農林産物の「安全・安心で豊かな実り」、未来に向かって生長する様と多様な作物を表現しています。
		<RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）> RSPO の認証基準を満たした持続可能なパーム由来原料を使用した、あるいはその生産に貢献した製品である製品に付けられるマークです。

企業や保全団体等の取組推進と生物多様性に資する人材の育成を行う



キーワード 生物多様性地域戦略、体験の機会、地域循環共生圏、野生動植物保護サポーター

1 県の全庁横断的な連携と推進体制の強化

- 生物多様性にかかわる県の関連部局と横断的な連携を図るとともに、推進体制の強化に向けて、検討を進めます。

2 生物多様性に配慮した施策の推進

- 県の各種計画において、計画相互の整合性を勘案しつつ、生物多様性の保全等に配慮する視点を導入します。
- 市町村が実施する絶滅危惧種等の保護事業や里地里山の生物多様性の保全・再生事業、生物多様性の保全に資する事業に対し、必要に応じて助言を行います。

3 市町村における「生物多様性地域戦略」策定の推進

- 生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる「生物多様性地域戦略」について、地域の実情を踏まえつつ、「ふくしま生物多様性推進計画」の目標達成に貢献する「生物多様性地域戦略」が多くの市町村で策定されるよう、技術的助言等の方策を講じます。

4 市町村における「緑の基本計画」の策定等の推進

- 市町村が「緑の基本計画」※1を新たに策定または改定する際に、生物多様性に配慮した計画策定等を促進します。

5 市町村と連携した生物多様性保全

- 市町村等と連携し、公共工事等における生物多様性保全の取組等を促進させるため、市町村等担当者への研修会を実施し、優良事例の学習等を通じて認識の共有を図ります。

※1 緑の基本計画 市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

6 生涯学習関連施設や研究機関等による取組の推進

- 「フォレストパークあだたら」、「アクアマリンふくしま」、「アクアマリンいなわしろカワセミ水族館」、「福島県野生生物共生センター」、「南相馬市博物館」、「福島市小鳥の森」「只見町ブナセンター」、「福島大学」など生涯学習関連施設及び研究機関等の一層の利活用を進め、小中学校等での生物多様性に係る環境教育を推進します。

7 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォームの形成

- 地域住民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携し「地域循環共生圏」の形成を推進し、資源の循環、生物多様性の確保、脱炭素化の実現等のため必要な施策を行います。

8 カーボンニュートラルの実現に向けた連携

- 産業や家庭など部門別の温室効果ガスの削減目標や必要となる取組を具体的に示した「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」に基づき、あらゆる主体と一体となってカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

9 企業や活動団体の取組評価

- 企業、活動団体等による地域に根差した活動を集約・共有する仕組みを構築し、多様な主体による連携を促進します。また、各活動の貢献の定量的評価及び可視化を図り、優良事例については、ホームページ等により積極的に情報発信します。

10 自然とのふれあいの機会の提供

- 環境の保全・回復に係る出前講座等を行う「環境教育サポート団体」※¹や、自然体験活動等ができる「体験の機会の場」を登録・認定し、より質の高い環境教育の機会を地域や学校等に提供します。

11 水環境保全団体への支援、指導者育成

- 水環境保全活動の活性化を図るため、「せせらぎスクール」※²として水生生物調査を実施する団体への支援を行います。また、「せせらぎスクール指導者養成講座」を開催し、水生生物調査の指導者養成に努めます。

※1 環境教育サポート団体 環境保全・回復に関する出前講座や自然体験活動などを行う民間団体、事業者を「環境教育サポート団体」として登録する制度です。登録団体は、随時 HP に更新されます。

※2 せせらぎスクール 水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布する等の支援を行っています。

1.2 関係機関・団体と連携した水環境保全

- ホームページや福島県各地方流域水循環協議会等を通じて、健全な水循環の維持・回復に関する情報発信を行うとともに、『水との共生』プラン」に基づき、水環境活動に取り組む団体等に対し、学識経験者や活動実践者を講師として派遣し、水環境保全の取組を支援します。

1.3 環境保全活動にかかる地域リーダーの育成

- 地域において環境保全活動に積極的に取り組むリーダー（野生動植物保護サポーター）を養成するため、実践的な知識を習得し、互いに交流できる機会の提供に努めます。



「野生動植物保護サポーター研修会」の様子(講習会、自然観察会)

1.4 地域における環境活動支援ネットワークの形成

- 地域や学校、環境保全団体等が、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」※1を活用し、情報交換及び協力をを行いながら、環境保全活動を展開できるように、支援します。

1.5 地域における道路や河川の清掃・美化活動

- 地域住民・市町村・県が協働して、道路や河川の清掃・美化活動を行い、道路・河川を大切にすることを育てながら、地域にふさわしい道・川づくりを進める「うつくしまの道・川サポート制度」を推進します。

1.6 農村地域の自然・景観の保全

- 農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加して、用排水路や農道などの農業用施設の手入れや、農村の自然・景観などを守れるように地域共同活動を進めます。

※1 ふくしま環境活動支援ネットワーク 環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

※2 うつくしまの道・川サポート制度 道や川を慈しむ心を育てることを目的に、地域の方々や企業（団体）、市町村、県の3者で協定を結び、清掃活動、美化・緑化活動に取り組む事業です。

17 地域単位での鳥獣被害対策の推進

- 被害地域が関係機関・団体と連携し、協議会を設置して鳥獣被害防止を図れるよう取組を進めます。

18 都市住民等と農村地域との交流の促進

- 農村地域の保全活動に取り組む組織と、都市住民との交流を行う団体や農村地域での活動に興味のある大学等との連携を支援します。
- 農林漁業体験など体験プログラムの充実などの体制整備を支援します。

19 自然環境保全にかかるボランティアの育成、ネットワーク化

- 自然公園における周遊促進に向けて、尾瀬認定ガイド等の利用の普及を図るとともに、公園内設備のメンテナンスについては、ボランティア団体や利用者の協力を得ながら荒廃した登山道の修復等に取り組めます。
- 「野生動物救急救命ドクター（ER ドクター）」^{※1}としてボランティア登録した動物病院の獣医師と連携し、適切な傷病鳥獣対策を推進します。
- 県民参加の森林づくりを総合的に進めるため、「森林ボランティアサポートセンター」^{※2}による情報提供や相談業務等を行い、各種団体の活動を支援します。
- 森林環境学習や森林観察等の活動を行う「もりの案内人」^{※3}等を育成するとともに、活動の輪を広げていきます。

※1 野生動物救急救命ドクター（ER ドクター） 県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の医師で、ボランティアにより野生動物の初期治療を行います。

※2 森林ボランティアサポートセンター 森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

※3 もりの案内人 森林の必要性や重要性を広く県民に伝えるボランティアによる指導者の方々です。

指標名	現状	目標(R12)
「ふくしまゼロカーボン宣言事業」 参加団体数	R3 事業所 1,640 事業所 学校 329 校	事業所 11,000 事業所 学校 1,000 校
野生動植物保護サポーター登録数	R3 166 人	178 人
「せせらぎスクール」参加 団体数、延べ参加者数	R3 44 団体 1,826 人	55 団体 2,760 人
猪苗代湖における 水草回収、清掃活動等ボランティア参加者数	R3 2,305 人	12,000 人

目標 1 4 に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 各自治体が策定する「生物多様性地域戦略」を読み、地域の生物多様性の現状と課題、今後の取組の方向性等について理解します。
- ✓ 「野生動植物保護サポーター研修」や「せせらぎスクール」など、自治体等が実施する活動に積極的に参加し、生物多様性への理解を深めます。
- ✓ 森林保全や水環境保全等の活動にボランティアとして積極的に参加します。

事業者の取組

- ✓ 地域における生物多様性の保全活動を応援します（CSR の取組推進）。
- ✓ 社内において生物多様性に資する人材を講師やアドバイザーとして派遣します。
- ✓ 事業所内で保全する自然環境を環境教育の場として提供します。

生物多様性に関する調査・研究を促進する

 キーワード レッドデータブックふくしま、福島県農業総合センター、福島県環境創造センター

1 自然環境情報の蓄積及び発信

- 本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集、技術指導等を強化します。また、県で調査した自然環境調査報告書等を県立図書館等に寄贈する等により、研究機関、学校、県民等による自然環境情報の利活用促進に努めます。
- 公共事業等の際に確認される、保護上重要な動植物の飼育・生息情報を収集し、蓄積します。

2 鳥獣生息状況の情報収集

- 特定鳥獣の生息状況やガンカモ類の飛来状況等、県内の鳥獣の生息状況を情報収集し、野生動物保護管理行政の基礎資料とします。

3 県立自然公園等の調査・管理（再掲）

- 県立自然公園及び県自然環境保全地域等において、自然の風景地の保護及び生物多様性を適切に確保するため公園図の点検や環境調査等を実施し、必要に応じて公園計画や保全計画等の見直しを行います。

4 「レッドデータブック」ふくしまの改訂（再掲）

- 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全のため、県内の野生動植物の生息状況について調査し、これらの生物の生育・生息状況をまとめた「レッドデータブックふくしま」の改訂を進めます。

5 外来種被害の防止（再掲）

- ブルーリストを適宜更新し、生態系に被害をおよぼすおそれのある外来種の被害や駆除の情報を収集するなど、外来種被害の防止に努めます。

**6 「環境創造センター」（「猪苗代水環境センター」・「野生生物共生センター」を含む）
における調査・研究**

- 本県の動植物への原発事故による放射線の影響を把握するため、関係行政機関・研究機関と連携し、長期的で一貫性のある動植物へのモニタリング調査を行うとともに、避難指示区域における動植物の動向を調査します。
- 猪苗代湖の水質について、放射線の影響を調査するとともに、水質変化の要因解析、将来予測や水質改善策に関する調査研究を進めています。
- ツキノワグマやイノシシ等の野生動物の行動調査を実施し、野生動物保護管理行政の基礎資料とします。また、薬剤耐性菌保有状況、サルモネラ保有状況、マダニ媒介性疾病等、ヒトと動物の共通感染症等の調査を行います。

7 「福島県農業総合センター」における技術開発・研究（再掲）

- 「福島県農業総合センター」において、環境負荷の低減や生態系保全など、環境と共生する農業と技術の開発を進めます。

8 「福島県林業研究センター」における技術開発・研究（再掲）

- 「福島県林業研究センター」において、多面的な機能を有した森林を育成するための管理技術、森林病虫害の防除技術、付加価値の高い林産物の生産・加工のための技術開発等について研究します。

9 「福島県水産海洋研究センター」等における技術開発・研究（再掲）

- 福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所及び福島県内水面水産試験場において、資源管理及び調査研究、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開等に取り組みます。

目標15に関して実践できることを考えてみましょう



県民の取組

- ✓ 自然環境の調査結果を理解し、日常生活や行動に活かします。
- ✓ 自治体や保全団体などが実施する調査活動に協力します。

事業者の取組

- ✓ 自然環境の調査等に協力するとともに、事業活動への活用を図ります。

